

静情審第 25 号
平成 15 年 8 月 18 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 15 年 1 月 17 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部開示決定に対する異議申立て（諮問
第 121 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する第三者から異議申立てがされている特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部を開示するとして静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 14 年 12 月 3 日、静岡県知事(以下「実施機関」という。)は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、「特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書(平成 13 年度)」の開示請求を受け、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書(平成 13 年度)」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 本件公文書には本件公文書を提出した報告者等の第三者に関する情報が含まれているため、実施機関は、平成 14 年 12 月 12 日、当該報告者に意見照会を行うとともに、開示請求者に開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成 14 年 12 月 24 日、実施機関は、当該報告者から反対意見書を受け付けた。
- (5) 平成 14 年 12 月 27 日、実施機関は、本件公文書の全部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示請求者に通知するとともに、反対意見書を提出した当該報告者に開示決定した旨を通知した。
- (6) 平成 15 年 1 月 6 日、反対意見書を提出した当該報告者は、本件処分を不服として行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同年 1 月 9 日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

当社が、平成 14 年 10 月 30 日に金谷町から悪臭防止法第 8 条第 1 項の規定による改善勧告を受けたところ、金谷町の住民と金谷町役場職員が、その翌日及び翌々日に当社の取引先を訪問し、内容は明確ではないが、当社が改善勧告を受けたことや当社との取引を早く中止した方がよいという趣旨のことを伝えたようである。これにより、当社は、多大な迷惑を被っただけでなく、数社からは取引を中止され、多くの実害が発生した。

金谷町の改善勧告の手法及び取引先への訪問は、小規模事業者への配慮を定めた悪臭防止法第 8 条第 5 項に違反し、営業妨害に該当する。

訪問された取引先の名称は、当社が開示しないよう反対意見を述べたにもかかわらず前回平成 14 年 5 月 13 日に開示決定された公文書に記載されていたものである。取引先を訪問した住民の中に、この開示請求をした者が含まれており、前回開示された情報が利用されたことは間違いない。

前回の開示請求により、当社の営業内容はほとんど開示されていることから、今回の開示請求は取引先の開示が主目的と思われる。前回の開示請求の結果、当社の競争上の地位が具体的に被害を受け、被害のおそれが現実化したわけであり、今回取引先を開示すれば前回のように取引先を訪問されることから、本件公文書は非開示とすべきである。

なお、当社は、金谷町で操業していることから住民及び金谷町に対して訴訟を提起できない立場にあり、また、開示された情報が利用されて当社に被害が生じた場合、開示請求者を追及しても被害の回復は不可能であることも考慮する必要がある。

4 実施機関の主張要旨

本件公文書に記載されている情報は、異議申立人と取引のある排出事業者の名称及び住所、委託した廃棄物の種類及び量等の事業者の取引情報に係るものであり、当該情報が条例第7条第3号に規定する事業活動情報に該当するかが問題となる。

産業廃棄物処理業者と取引のある事業者の名称等を開示するかどうかについては、静岡県情報公開審査会の平成13年6月18日付け答申を判断基準とし、本件公文書の全部開示を決定した。

当該答申の判断は、次のとおりである。

「取引がある事業者の名称、印影及び所在地を開示することにより、産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることも否定できないわけではないが、その可能性は極めて低い。

よって、本件事業者と取引がある事業者の名称、印影及び所在地は同号本文には該当せず、開示すべきである。

産業廃棄物処理業は、運営態様いかんによっては周辺住民の生活や自然環境に悪影響を与える事業であることから、産業廃棄物処理施設の設備、運営等に関する情報は、周辺住民にとって極めて関心の高いものとなっている。産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況からすれば、産業廃棄物処理業者のみならず同事業者と取引がある事業者は、産業廃棄物処理に際し、最終処分されるまで責任を負う場合があるなど相応の責任を負わねばならず、その責任を果たす上からも産業廃棄物処理施設の運営状況や周辺住民への影響を検討する上で重要な情報は、開示することが社会的に要請されているものというべきである。」

異議申立人は、前回の開示請求者が開示により得られた取引先事業者の情報を営業妨害に悪用したから、同様の情報を開示すると再び営業妨害に悪用されるとして非開示を主張している。しかし、公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、開示請求者の属性、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によって判断すべきであることから、異議申立人の主張は採用できない。

万が一、開示請求者が開示請求によって得た情報をもとに営業妨害的行為を行い、実際に異議申立人が社会的、経済的損失を被ったとしても、それは開示請求者が利用者として当該情報を適正に使用したかどうかの問題である。

条例第4条第2項では、「この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。」と利用者の責務を定めており、開示請求者がこの規定の趣旨に従って使用したかどうか問われるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、異議申立人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第22条の規定に基づき、静岡県志太榛原保健所長へ提出した産業廃棄物処分実績報告書である。この報告書には、以下の情報が記載されている。

ア 報告者の名称等に関する情報

報告者である法人の名称、所在地、代表者氏名、印影、電話番号及び許可番号

イ 廃棄物の種類等に関する情報

種類、処分方法、処分量及び処分後量

ウ 委託者(排出事業者・取引先)の名称等に関する情報

名称、所在地及び受託量

エ 受託者の名称等に関する情報

許可番号、名称、所在地及び委託量

オ 実績年度

カ 別紙記載の情報

産業廃棄物処理施設の種類、処分前の産業廃棄物の種類、処分量及び処分方法

キ その他の情報

管轄保健所の名称、書類受付年月日、実施機関が行った電子計算機入力処理に伴い付記されたページ番号及び記号並びに様式部分

(2) 条例第7条第2号(個人情報)該当性

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

しかしながら、条例第7条第2号ただし書の「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。(後略)」のいずれかに該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨が定められている。

本件公文書に報告者として記載されている法人の代表者氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、条例第7条第2号ただし書該当性について検討する。

代表者氏名は、法人登記簿を閲覧することにより容易に把握できる情報であることから、公にすることが予定されている情報といえる。

したがって、代表者氏名は、条例第7条第2号本文には該当するが、ただし書アに該当することから、開示すべきである。

(3) 条例第7条第3号(事業活動情報)該当性

条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

産業廃棄物処分業（以下「処分業」という。）は現代社会において欠くべからざる事業であるものの、運営態様いかんによっては周辺的生活環境や自然環境に悪影響を与える事業であることから、処分業における産業廃棄物の種類、処分量、取引先等の事業活動に関する情報は、産業廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）が取り扱う産業廃棄物の内容を把握できる情報として、周辺住民にとって極めて関心の高いものとなっている。

また、生活環境の保全等を目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、処分業者は、産業廃棄物処理基準に則って産業廃棄物の処分をする義務があり、処理基準に反した処分をした場合には措置命令の対象となる。加えて、細則第22条に規定する処分実績報告書において、処分業者は、前年度に取り扱った産業廃棄物の種類、処分量、処分を委託した者、当該処分業者が排出した産業廃棄物の処分を受託した者等を明示することとなっており、これは、当該産業廃棄物の処理過程を記載させることにより、産業廃棄物の適正な処分を促そうとするものといえる。

一方、産業廃棄物の排出事業者（以下「排出事業者」という。）も、自己の産業廃棄物の処分を委託する場合には、委託基準に従って適正に最終処分がされたことを確認しなければならず、委託基準に反した処分がされた場合には措置命令の対象となるなど、処分業者ばかりでなく、その取引先である排出事業者も相応の責任を負っている。

このように、産業廃棄物の処分については、周辺住民の関心も極めて高く、法的な規制も強いことに加え、処分業者は、本件公文書にもみられるように、処分量、取引先等を県に報告することにより適正な処分を行っていることを明らかにすることが求められており、このようなことからすれば、一定の限度で業務内容を公にすることが処分業者の責務ともいえる。

さらに、処分業が周辺的生活環境等に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることからすると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。

ア 報告者の名称等に関する情報

当該情報のうち報告者である法人の名称、所在地、印影及び電話番号は、営業上自らが公表しているのが通例であり、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではない。

許可番号は、産業廃棄物処分業許可に当たって許可権者（静岡県知事）から付与されたものであり、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するものではない。

したがって、当該情報は、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

イ 廃棄物の種類等に関する情報

当該情報は、異議申立人が前年度1年間にどのような種類の産業廃棄物をどのような方法でどれだけ処分したかということを示すものであり、当該情報が公にされることにより、異議申立人の当該事業における年間利益、経営規模等が推測され得ることは否めない。

しかし、これをもって異議申立人の当該年度の具体的な経営状況等が明らかになるとまではいえず、また、前述の処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

ウ 委託者（排出事業者・取引先）の名称等に関する情報

当該情報は、異議申立人にとって経営戦略上極めて重要な顧客情報であるが、同時に異議申立人に処分を委託した排出事業者に関する情報でもある。当該情報により、いかなる業種から出された産業廃棄物であるか等の推測が可能となるなど、周辺住民にとって、当該情報は、産業廃棄物の種類等の情報とあいまって産業廃棄物の内容をより詳細に把握できるものである。

既に述べたように、処分業の特質からして、当該事業においては、一定の限度で処分業者の業務内容を公にする責務があるともいえ、また、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して業務内容を説明する責務があるともいえる。

異議申立人は、前回の開示請求により開示された情報を利用して住民等による取引先の訪問が行われ、取引中止の損害を被っており、今回再び取引先の名称等が開示されると前回と同様に取引先の訪問が行われ、損害を受けるおそれがある旨主張する。

しかし、前回の公文書開示の決定をしたのは平成14年5月13日であり、実際の住民等による取引先訪問は、同年10月30日に金谷町が行った悪臭防止法第8条第1項に基づく2回目の改善勧告の翌日及び翌々日に行われていること等から、前回の公文書開示のみが、住民等による取引先訪問の直接的な契機であるとまでは言い切ることはできず、また、異議申立人の主張によると、地方公共団体は訪問されなかったにもかかわらず9自治体が取引を中止したほか、取引を中止した民間の取引先5社には訪問されていない企業も2社含まれているとのことであり、公文書の開示と訪問による取引中止との関係は否定できないものの、公文書の開示のみが取引中止の要因とまではいえない。

このようなことからして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

ところで、開示された情報の使用の目的、方法等によっては、開示された情報の適正な使用とはいえない場合もあり得るが、使用の目的、請求者の属性等を問うことなく、請求の対象となった情報に着目して開示するか否かを客観的に判断することが条例の趣旨である。

また、条例第4条第2項において、公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならないと規定されていることから、開示を受けた者は、そのような責務を有していることを深く自覚して開示された情報を使用すべきであり、条例の目的に反した不適正な使用は、厳に慎まなければならない。

とりわけ、行政機関は、開示された情報を使用する場合にあっては、適正な行政指導等の範囲内で、条例の目的に即してその情報を使用すべきである。

エ 受託者の名称等に関する情報

細則第22条に規定する様式第25号の受託者の欄には、報告者が産業廃棄物の中間処分又は最終処分を委託した者の名称、その者への委託量等を記載することとなっている。

しかし、この様式を用いた本件公文書の受託者の欄に記載されている当該情報は、すでにア及びイで検討した結果開示すべきとした報告者の名称等に関する情報及び廃棄物の種類等に関する情報の一部と同一の内容のものであり、これを公にしても異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

オ 実績年度

異議申立人が当該年度に処分業を行ったことは周知のことであり、当該情報を公にしても異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

カ 別紙記載の情報

当該情報は、異議申立人が前年度1年間にどのような種類の産業廃棄物をどのような処理施設においてどのような方法でどれだけ処分したかということを明らかにするものであり、異議申立人の当該事業における年間利益、経営規模等が推測され得ることは否めない。

しかし、これをもって異議申立人の当該年度の具体的な経営状況、処理技術等が明らかになるとまではいえず、また、前述の処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえないことから、条例第7条第3号本文に該当せず、開示すべきである。

(4) 取引先（委託者・排出事業者）から見た非開示情報該当性

排出事業者ごとの産業廃棄物の種類、当該排出事業者の名称等の情報は、異議申立

人の取引先である排出事業者の事業に関する情報でもあることから、この点からの非開示情報該当性を検討する。

当該情報は、排出事業者にとって、処分業者の場合と異なり、当該排出事業者がどの程度の量のいかなる種類の産業廃棄物の処分をどの処分業者に委託したかを明らかにするに過ぎないものであることから、これを公にしても、民間事業者である取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえず、条例第7条第3号本文に該当しない。また、本件公文書に記載されている取引先には地方公共団体(公営企業を含む。以下同じ。)が含まれているが、地方公共団体に係る当該情報も、これを公にしても当該地方公共団体の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例第7条第6号本文に該当しないことから、いずれの情報も開示すべきである。

(5) その他

ア 管轄保健所の名称、書類受付年月日並びに実施機関が行った電子計算機入力処理に伴い付記されたページ番号及び記号

当該情報は、条例第7条各号のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

イ 様式部分

本件公文書の様式部分は、細則第22条に規定する様式第25号であり、公にされているものであることから、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記)

年 月 日	処 理 内 容	審 査 会
平成 15 年 1 月 17 日	諮問を受けた。	
平成 15 年 3 月 5 日	実施機関からの意見書を受け付けた。	
平成 15 年 4 月 23 日	審議、第一部会へ付託	第 148 回
平成 15 年 5 月 26 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 15 年 5 月 28 日	異議申立人から意見陳述を聴取した。 異議申立人からの資料を受け付けた。 第一部会において審議	第 149 回
平成 15 年 6 月 25 日	実施機関から意見陳述を聴取した。 第一部会において審議	第 150 回
平成 15 年 7 月 23 日	第一部会において審議	第 151 回
平成 15 年 8 月 18 日	第一部会において審議し、答申案を本会へ報告 審議(答申)	第 152 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科長	第 148 回、第 149 回、 第 151 回、第 152 回
大村 知子	静岡大学 教育学部教授	第 148 回、第 150 回 ~ 第 152 回
小野 森男	弁護士	第 148 回 ~ 第 152 回
田中 克志	静岡大学 人文学部教授	第 148 回、第 152 回
矢野 正子	藍野大学設立準備委員	第 148 回、第 152 回
山中 崇弘	静岡新聞社 常務取締役	第 148 回、第 152 回